

ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム^{エト}8エコ）

（選択約款）

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム^{イト}8エコ）

I 本 則

1 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間および冬期間におけるピーク時間から昼間時間または夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款のピーク抑制型時間帯別電灯（2024 年 4 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、原則として実施細目 2（契約容量）にもとづき定めます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に 0.4 を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値＋ロによってえた値×0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

	冬 期 間 （毎年12月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の3月の料金に係る計量期間等の終期までの期間）	その他期間 （毎年4月の料金に係る計量期間等の始期から11月の料金に係る計量期間等の終期までの期間）
ピーク時間	毎日午後4時から午後6時までの時間	—
昼間時間	「ピーク時間」および「夜間時間」以外の時間	「夜間時間」以外の時間
夜間時間	毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間	

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,971 円 20 銭
---------	--------------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,212 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	431 円 20 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1 キロワット時につき	83 円 51 銭
-------------	-----------

ロ 昼間時間

昼間時間のうち、冬期間に使用された電力量には冬期間料金を、その他期間に使用された電力量にはその他期間料金をそれぞれ適用いたします。

	冬 期 間 料 金	その他期間 料 金
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 58 銭	38 円 65 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 34 銭	46 円 37 銭
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46 円 34 銭	50 円 89 銭

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 21 銭
-------------	-----------

7 使用電力量の算定等

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、

料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

8 そ の 他

(1) 当社は、標準約款 18 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2 (昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。

(2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。

(3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ (実施細目) によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間および冬期間におけるピーク時間から昼間時間または夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）に準じて総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、別表 1（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱型機器）(1)には、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 本則 7（使用電力量の算定等）(2)イの場合で、当該一般送配電事業者等の夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器が取り付けられている場合
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表 1（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、本則 5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間および冬期間におけるピーク時間から昼間時間または夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、お客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、当社との協議が整った場合で、かつ、2018 年 4 月 1 日の際現に供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則 1（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、2018 年 4 月 1 日以降に引込線等の供給設備を撤去した場合を除きます。

3 契約容量についての特別措置

この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 3（契約容量についての特別措置）の適用を受けている場合またはお客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望され、この選択約款実施の日以降に申込みを当社が承諾した場合の契約容量の算定は、当分の間、次のとおり行ないます。

- (1) 契約容量は、本則 4（契約容量）にかかわらず、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア) または 電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)}}{1,000} \times 100 \text{ ボルト}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

- (2) 選択約款の時間帯別電灯本則 4 (契約容量) または 3 時間帯別電灯本則 4 (契約容量) により契約容量を定めるお客さまがこの選択約款の適用を受けることを希望される場合等で、当社との協議が整ったときには、(1)にかかわらず、本則 4 (契約容量) により契約容量を算定いたします。

4 使用電力量の算定等についての特別措置

本則 7 (使用電力量の算定等) (2)イの「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

5 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ 5 時間通電機器にかかわる取扱い

(イ) 次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱型機器を以下「5 時間通電機器」といいます。)ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、2013 年 10 月 1 日以降に 5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5 (5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (1)イ(イ)または(ハ)の適用を受けている 5 時間通電機器

b 2013 年 10 月 1 日の際現に 5 時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の 5 時間通電機器

c a または b に該当する 5 時間通電機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた 5 時間通電機器

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器につ

いて通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ)の「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内（ただし、特別の事情がある場合には、前後 5 時間の範囲外とすることがあります。）で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

(ハ) この選択約款適用の際現に選択約款の時間帯別電灯附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)もしくは(ハ)または深夜電力Dの適用を受けている 5 時間通電機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ニ) (イ)または(ハ)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

ロ 通電制御型機器にかかわる取扱い

(イ) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、2013 年 10 月 1 日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)または(ロ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

b 2013 年 10 月 1 日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で、次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(a) 通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは、次の i または ii に該当する貯湯式電気温水器をいいます。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 給水温度を検知できること。

(ii) (i)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に

沸きあげるための熱量を算出できること。

(iii) (ii)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(iv) 毎日の夜間時間（本則7〔使用電力量の算定等〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(iii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii iに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(b) 通電制御型蓄熱式電気暖房器

通電制御型蓄熱式電気暖房器とは、次のiまたはiiに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。

i 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(i) 蓄熱体の温度を検知できること。

(ii) (i)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。

(iii) 毎日の夜間時間（本則7〔使用電力量の算定等〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ii)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ii iに準ずる場合で、当社が認めたもの。

c aまたはbに該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられたb(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款の時間帯別電灯附則5（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)もしくは(ロ), 3時間帯別電灯附則5（通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)もしくは(ロ)または深夜電力Aおよび深夜電力B附則4（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ハ 非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い

(イ) 需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合は、次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電

気暖房機器」といいます。)として取り扱います。ただし、これらの電気機器を使用される需要場所において、2015年9月1日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。

a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5 (5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (1)ハ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器

b 2015年9月1日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

c a または b に該当する電気機器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

(ロ) この選択約款適用の際現に選択約款の 3 時間帯別電灯附則 5 (通電制御型機器等を使用されるお客さまについての特別措置) (1)ロ(イ)または(ロ)の適用を受けている電気機器は、(イ)に準ずるものといたします。

(ハ) 非蓄熱式電気暖房機器は、専用の回路を施設し、直接接続していただきます。

(ニ) 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ホ) 当社は、非蓄熱式電気暖房機器が、蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)イの適用を受ける 5 時間通電機器または(1)ロの適用を受ける通電制御型機器(2018年4月1日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の5時間通電機器または通電制御型機器を除きます。)を使用される場合の料金は、本則 6 (料金)にかかわらず、本則 6 (料金)によって料金として算定された金額から、イによって算定された5時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 5 時間通電機器割引額

5 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は、半額といたします。

蓄熱式電気暖房器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭
蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭

なお、蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型機器割引額

通電制御型機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	110 円 00 銭

なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 最低月額料金

本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された 5 時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	431 円 20 銭
---------	------------

(3) 非蓄熱式電気暖房割引 I 型

(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は、本則 6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、(2)ハの最低月額料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、本則 5（時間帯区分）における期間をいい、中間期間とは、毎年 10 月の料金に係る計量期間等の始期から 11 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間および毎年 4 月の料金に係る計量期間等の始期から 5 月の料金に係る計量期間等の

終期までの期間といたします。

なお、(4)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。
ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×20 パーセント

中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額＝割引対象額×10 パーセント

なお、割引対象額は、本則 5（時間帯区分）のピーク時間に使用された電力量を除いて使用されたその 1 月の電力量に本則 6（料金）(2)ロおよびハの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。

冬 期 間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	2,420 円 00 銭
中間期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	880 円 00 銭

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型

(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は、本則 6（料金）または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし、本則 6（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、(2)ハの最低月額料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、本則 5（時間帯区分）における期間をいいます。

なお、(3)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。
ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

$$\text{非蓄熱式電気暖房割引額} = \text{割引対象額} \times 30 \text{ パーセント}$$

なお、割引対象額は、本則 5（時間帯区分）のピーク時間に使用された電力量を除いて使用されたその 1 月の電力量に本則 6（料金）(2)ロおよびハの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。

非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	3,300 円 00 銭
----------------------------------	--------------

なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5) 5 時間通電機器等に対する料金割引

イ (2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、(2)ロは適用いたしません。

ロ 5 時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、5 時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は、(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ハ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。

ホ 非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として、非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。

ヘ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式電気暖房割引上限額は、(7)イ(ロ)および(ハ)

により日割計算をいたします。

ト への場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。

チ 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(6) オフピーク蓄熱型機器

イ オフピーク蓄熱型機器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(7) そ の 他

イ 本則 8（その他）(1)の場合は、5 時間通電機器割引額、通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

(イ) 5 時間通電機器割引額または通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(ロ) 非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式

$$1 \text{ 月の非蓄熱式電気暖房割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

(ハ) 標準約款 17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ニ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(イ)、(ロ)および(ハ)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、別表 2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）(2)および(3)によります。

ロ その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

6 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表 2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 210 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ &\quad - \text{第1段階料金適用電力量} \end{aligned}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ210キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとお

りいたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期が属する月の日数いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期が属する月の日数いたします。